

登記所からのお願いと連絡

【上尾出張所に登記を提出する場合の住所の変更登記申請手順】

\* 管轄（提出先）にご注意ください。

不動産はその所在の市町村によって、取り扱う法務局が違います。さいたま地方法務局上尾出張所では、上尾市、桶川市および北足立郡伊奈町の不動産登記・法人登記を取り扱っています。

1. 所有権登記名義人住所変更の申請は、さいたま地方法務局上尾出張所に来庁されるか、又は郵送による申請となります。

申請書を郵送する場合には、申請書を入れた封筒の表面に「不動産登記申請書在中」と記載のうえ、書留郵便等により下記宛先に送付してください。

2. 登記が完了した場合の登記完了証の受領手續について

さいたま地方法務局上尾出張所に提出されました申請書に押印した印鑑をお持ちになり直接法務局で受領するか、返送用の封筒に申請された方の宛先を記載し、郵便切手（書留郵便等が望ましい）を貼り、同封していただくか、どちらかの方法になります。

〒362-8513

上尾市大字西門前753番地1

さいたま地方法務局上尾出張所

電話 048(771)0239

\* これは記載例です。下線が引かれている部分を申請書の内容に応じて書いてください。申請書は直接パソコンを使用して入力していただくか、この申請書を使用してください。この場合には、必要なところに丸を付け、不要な文字は削除してください。また黒色ボールペンではっきりと書いてください。鉛筆は使用できません。

#### 申請書の書き方

注1 町名変更を証する書面に記載されている、変更後（新しく変更された）の住所を記載します。

注2 所有者（登記名義人）の方の現在の住所（注1と同一住所）を記載します。

注3 所有者（登記名義人）の氏名を記載し氏名の末尾に押印します。（認印で結構です）。

注4 申請書の記載又は変更を証する書面に不備がある場合、登記所の担当者から連絡するため連絡先の電話番号を記載します。

注5 注1にて説明した、町名変更が証明された書面を添付します。ただし、登記上の住所と変更証明書に記載されている変更前の住所が相違している場合は、その経緯を証する住民票、又は戸籍の付票等同一人を証する書面が必要です。以上によっても住所移転の経緯を証明できない場合は、登記所に事前にご相談ください。

注6 ①申請書の提出年月日を記載します。  
②郵送の場合は郵送日になります。

注7 登記を申請する不動産の表示は、現在の登記簿上の表示と同一でなければなりませんので、提出時に登記事項証明書や要約書又は登記済証（権利証）等を確認のうえ正確に記載してください。